

主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和5年1月1日改正
小松市行政管理部管財課

◎主任技術者の専任性の緩和について

（１）主任技術者の配置について

小松市発注工事については、請負契約約款（第１０条）により、主任技術者の配置を義務づけています。

- ・工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 4,500 万円以上
(建築一式工事は 7,000 万円以上)
- ・主任（監理）技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 4,000 万円以上
(建築一式工事は 8,000 万円以上)

（２）主任技術者の専任性の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10
km程度の近接した場所にある
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・新工法を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が 4,500 万円（建築一式工事は、7,000 万円）以上）等

（３）主任技術者の兼務確認申請について

現在、施工中の他工事（発注機関を問わない）に専任で配置している主任技術者を別の小松市発注の工事にも主任技術者（専任・非専任を問わない）として配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」に「主任技術者の兼務承認申請書」（別紙様式 1）を添えて提出し、その確認を受ける必要があります。

◎現場代理人の常駐義務の緩和について

（１）現場代理人の配置について

小松市発注工事については、請負契約約款（第１０条）により、現場代理人の配置を義務づけています。

（２）現場代理人の常駐義務の緩和について

小松市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いを当面の間決めました。

【常駐義務の緩和要件】

次の①から③の事項の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連携体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

①契約金額が4,000万円(建築一式工事については、8,000万円)未満の工事であること

かつ

②工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること

かつ

③発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

(3)現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の事項の全てに該当する場合、他の工事（発注機関を問わない。）の現場代理人を兼務することができます。

◎兼務できる工事の件数 ⇒ 2、3件程度

◎兼務できる工事の距離 ⇒ 現場間の移動時間が概ね30分以内であること

◎兼務できる工事の契約額

⇒ 契約額が4,000万円(建築一式工事については、8,000万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと

⇒ 兼務できる工事の契約額の合計は、8,000万円未満であること

(4)現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人を別の小松市発注の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)届」に「現場代理人の兼務確認申請書」（別紙様式2）を添えて提出し、その確認を受ける必要があります。

(5)適用について

令和5年1月1日より適用します。請負契約の時点にかかわらず、現在施工中の工事についても適用されます。